

# 自然科学研究機構基礎生物学研究所将来計画委員会規則

平成16年4月1日  
基研規則第3号

## (設置)

第1条 自然科学研究機構基礎生物学研究所（以下「研究所」という。）に，研究所の将来計画について検討するため，将来計画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (組織)

第2条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究所長
- 二 副所長
- 三 研究所の研究主幹
- 四 研究所の教授若干名

2 前項の規定にかかわらず，研究所長が委員会の運営上特に必要と認めた場合は，研究所の准教授及び特任教員（特任教授及び特任准教授に限る。）を加えることができる。

3 第1項第4号及び前項の委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

4 第1項及び第2項の委員のほか，専門的事項を検討する場合に限り，研究所長は，専門委員を委嘱し，委員に加えることができる。

5 前項の委員は，研究所長が委嘱する。

## (委員長)

第3条 委員会に委員長を置き，研究所長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは，副所長がその職務を代行する。

## (招集)

第4条 委員会は，委員長が招集し，その議長となる。

## (委員以外の者の出席)

第5条 委員長は，必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求め，意見を聴取することができる。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は，岡崎統合事務センター総務課において処理する。

## 附 則

1 この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行の後最初の任命に係る委員の任期は，第2条第4項の規定にかかわらず，平成18年3月31日までとする。

## 附 則

この規則は，平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

この規則は，平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

この規則は，令和6年4月1日から施行する。